

江戸川区の生活保護行政における生活保護受給者の著しいプライバシー侵害と
いえる江戸川区独自書式の生活状況報告書に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 31 号

受理年月日 令和6年2月13日

付託年月日 令和6年2月21日

陳 情 者

陳 情 原 文 生活状況報告書は、生活保護受給者にケースワーカーが渡して提出
させているものである。内容は驚くべきもので、毎日の日付が書いてあり、そこ
に外出先、買い物先、散歩先を記載させるものである。これは生活保護受給者の
著しいプライバシー侵害となるひどい書類と思い、江戸川区の生活援護第一課の
責任ある方を直接訪問し、事情を聴いたら、これはあくまでも長期間会えないな
ど生活状況の把握ができない方にあくまで任意で提出してもらうものであり、大
半の生活保護受給者には渡しておらず、きちんとこの書類の提出の趣旨を説明し、
任意である旨を伝えているとの説明であった。

しかし、私にこの書類を渡してくれた生活保護受給者の方は、収入申告もして
おり、普通にケースワーカーに訪問で会うこともあるといていた。また、この
書類の提出において任意との説明は受けていないとのことであった。毎日の外出
先、買い物先、散歩先を記入させる国が定めてもない江戸川区独自のこの生活
状況報告書は著しいプライバシー侵害の提出書類であるため、下記のとおり陳情
いたします。

記

江戸川区独自書式である生活状況報告書の廃止。